

第 1 1 6 号議案

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次
のように改正する。

付則第 7 条第 1 項の表傷病補償年金の項及び同条第 3 項の表障害厚生
年金等の項中「0. 8 6」を「0. 8 8」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区立小学校、中学校等の学校医、学校
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例付則第 7 条第 1 項
の表及び同条第 3 項の表の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日（以下「適用
日」という。）以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業
補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係
る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた
適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由が
生じた休業補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、傷病補償年金等について他の法律による給付との調整に関し、調整率を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。